

Novell(r) OnDemand Services(tm) 1.5
ノベルソフトウェアライセンス契約

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。弊社の許可を得ない限り、本ソフトウェアを販売、譲渡、または再配布することはできません。

このノベルソフトウェアライセンス契約(以下「本契約」といいます)は、お客様(法人または個人)と Novell, Inc.(以下「弊社」といいます)の間の法的契約です。ただし、お客様が本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで取得された場合、本契約のライセンスは Novell Ireland Software Limited(またはその代理人)からお客様に許諾されます。本契約の表題に示すソフトウェア製品、媒体(ある場合)、および付随文書(以下「本ソフトウェア」と総称します)は、アメリカ合衆国(以下「米国」といいます)およびその他の諸国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本契約の条項が適用されます。お客様が本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。購入時の領収書を添えて未使用のパッケージ全体をお買い上げ店にご返却ください。お支払いいただいた代金をお返しいたします。本ソフトウェアは、許諾されるものであり、販売されるものではありません。

本ソフトウェアは、別のソフトウェアライセンス契約または弊社以外のベンダによる契約が適用される他のソフトウェアプログラムとバンドルされる場合があります。別のソフトウェアライセンス契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については、当該別添のソフトウェアライセンス契約書の規定に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供されるサードパーティ製のソフトウェアは、お客様のオプションとして含まれています。弊社は、サードパーティ製のソフトウェアに対して責任がなく、お客様によるサードパーティ製のソフトウェアの使用に伴う賠償責任はないものとします。

許諾される使用权

コマーシャルソフトウェア

「ユーザオブジェクト」とは、単一のディレクトリツリー内のユーザオブジェクトであって、(a)本ソフトウェアの各部分に対するアクセス権つまり使用权を有する個人またはデバイス、あるいは(b)本ソフトウェアによって管理される製品(デバイス、ハードウェア、またはソフトウェア)に対するアクセス権つまり使用权を有する個人またはデバイスをいいます。

Novell OnDemand Services。お客様は、ユーザオブジェクトごとにユーザライセンスを取得する必要があります。本ソフトウェアにアクセスまたは使用する各個人は、個人ごとに一意に割り当てられた最低 1 つのユーザオブジェクトを有するものとし、そのユーザオブジェクトを通じて本ソフトウェアにアクセスするものとします。上記の条件に従う限り、お客様は本ソフトウェアのコピーを必要な数だけ使用する権利が与えられます。

eDirectory(tm)。本ソフトウェア(ユーザごとにライセンスが必要)に含まれる eDirectory ソフトウェアのライセンス数は、ユーザオブジェクトの上限を最大 250,000 とし、本ソフトウェアで取得したライセンスと同数とします。前述の eDirectory ライセンスは更新されず、別途規定のない限り eDirectory ソフトウェアに付随するライセンス契約が適用されるものとします。

評価版ソフトウェア本ソフトウェアが評価版であるか、評価用としてお客様に提供される場合、お客様は取得した本ソフトウェアを評価版の条件に従って評価目的にのみ内部使用するライセンスを与えられるものとします。その使用権は 90 日(または本ソフトウェアが定める該当期間)で失効し、本ソフトウェアは機能を停止します。弊社が別途許可しない限り、お客様は(1)本ソフトウェア 1 本あたりコピー 1 部、または(2)弊社が販売した本ソフトウェアライセンス数の最小制限数のいずれか大きい数を上限としてインストールして使用できます。お客様は、評価期間が終了し、本ソフトウェアの使用を中止し、お使いのシステムから本ソフトウェアを完全に削除するものとします。本ソフトウェアには、一定期間が経過した後の使用を防止するために自動停止機能が含まれている場合があります。したがって、お使いのシステムをバックアップするなど、ファイルやデータを失わないための対策を講じてください。本ソフトウェアの使用に伴うリスクは、全面的にお客様が負担するものとします。

制限事項

ライセンス制限事項本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に留保されます。お客様は、以下の行為を禁止されます。(1) 手段の如何を問わず、本ソフトウェアによってサポートされ、お客様にライセンスされている接続の数を増やすこと、または単一の接続を通じて複数の接続またはユーザをサポートすること、(2) 適用法によって明確に許可された場合を唯一の例外として、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、ディコンパイル、またはディスアセンブルを行うこと、(3) 本ソフトウェアの変更、改変、レンタル、時分割、またはリースを行ったり、本契約に基づく権利をサブライセンスすること、あるいは(4) 本ソフトウェアまたは本契約に基づく使用権を全面的または部分的に譲渡すること。

ライセンスパックお客様が本ソフトウェアのライセンスとして複数の製品のパックに対する使用権を有している場合は、本ソフトウェアで別途指定しない限り、単一のユーザに限ってパック内のすべての製品を使用できます。ライセンスパックでは、パック内の個別の製品を複数のユーザが使用することは許可されません。

アップグレードライセンス本ソフトウェアがアップグレード版であるか、アップグレードとしてお客様に提供される場合は、本項がお客様に適用されます。「オリジナル製品」とは、お客様がアップグレードする元の製品をいいます。お客様がオリジナル製品を使用することを許可された唯一かつ本来のユーザであり、以下の条件を満たす場合に限り、お客様は本ソフトウェアを使用することを許可されます。(1) お客様がオリジナル製品を適法に取得し、そのオリジナル製品を置き換えるためにのみ本ソフトウェアの使用権を取得したこと、およびそのオリジナル製品は本ソフトウェアの取得時点で通用している弊社のポリシーに従って本ソフトウェアに置き換えられる資格を有していること、(2) お客様は該当するライセンス契約の条項に従ってオリジナル製品をインス

トールして使用していること、(3)お客様は、オリジナル製品を取得した時点で、マスターディスクやライセンスディスクのみではなく、すべてのディスクとマニュアルを含む完全で正式なオリジナル製品の一式を取得していること、(4)オリジナル製品が廃棄品あるいはディーラー、ディストリビュータ、または他のエンドユーザから中古品として購入されたものではないこと、(5)お客様は本ソフトウェアのインストール後 60 日以内にオリジナル製品の使用を全面的に中止すること、および(6)オリジナル製品を売却したり、その所有権を譲渡しないこと。

追加ライセンスお客様が以前に取得した製品(以下「基本製品」といいます)に対してユーザやサーバを追加するために本ソフトウェアを取得する場合は、本項が適用されます。お客様が基本製品を使用することを許可された唯一かつ本来のユーザであり、以下の条件を満たす場合に限り、お客様は本ソフトウェアを使用することを許可されます。(1)お客様が適法に取得した基本製品に対してユーザまたはサーバを追加するためにのみ本ソフトウェアの使用権を取得したこと、(2)お客様は、基本製品を取得した時点で、マスターディスクやライセンスディスクのみではなく、すべてのディスクとマニュアルを含む完全で正式な基本製品の一式を取得していること、および(3)基本製品が廃棄品あるいはディーラー、ディストリビュータ、または他のエンドユーザから中古品として購入されたものではないこと。

サポート弊社では本ソフトウェアへのサポートを提供する義務を負いません。弊社が現在提供しているサポートの詳細については、<http://support.novell.com> を参照してください。

所有権

本ソフトウェアの権原または所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。本ソフトウェア(改作物または複製物を含む)のすべての知的所有権は、弊社または弊社のライセンサーに帰属します。お客様には、本ソフトウェアを使用するためのライセンスのみが与えられます。

保証の制限

弊社は、お客様による本ソフトウェアの購入日から 90 日間に限り、(1)本ソフトウェアの配布媒体に物理的な瑕疵がないこと、および(2)本ソフトウェアは本ソフトウェアに付随する文書に実質的に準拠することを保証します。お客様が購入日から 90 日以内に瑕疵がある品目を弊社に返送されるか、その旨を書面で弊社に連絡された場合、弊社は、弊社の裁量で不具合を解決するか、お客様が本ソフトウェアに支払ったライセンス料を返金致します。本ソフトウェアの誤使用または無断での改変に基づく不具合については、この保証が適用されません。上記の保証は、お客様に認められる唯一の救済手段であり、他の明示または黙示による一切の保証に代わるものです。(上記の保証は、無償で提供されるソフトウェアには適用されません。無償のソフトウェアは、「現状有姿」のまま提供されます。)

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システム、あるいは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害、または重大な物理的損害や環境破壊に直結する可能性の

ある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。したがって、互換性のないシステムに対してはいかなる保証もなされていません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

第三者製品本ソフトウェアは、弊社以外のベンダがライセンスまたは販売するハードウェアまたは他のソフトウェアプログラムとバンドルされる場合があります。弊社は、第三者製品に対する保証は行っていません。第三者製品は現状有姿で提供されます。第三者製品に対する保証サービスは、当該製品の製造元によって、その製造元の保証規定に従って提供されます。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、権原、第三者の権利侵害、および特定の用途への適合性などに対する一切の黙示的保証を否認し、排除します。弊社は、この保証の制限で明確に定めていない一切の保証、表明、または約束を行っていません。弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証いたしません。保証の否認または制限を認めていない管轄地域もあります。したがって、上記の制限の一部はお客様に適用されないこともあります。この保証の制限は、お客様に特定の権利を付与するものであり、州によっては他の異なる権利がお客様に付与されることもあります。

責任の限定

(a) 結果的損害弊社あるいは弊社のライセンサー、子会社、または従業員は、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為に伴う損害、経済的損害、または懲罰的損害について、当該損害の発生の可能性が告知されていた場合であっても、逸失利益、事業の中断、データの損失などに対する一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(b) 直接的損害人または物への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額の1.25倍を限度とします(お客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は50米ドルを限度とします)。上記の除外および制限は、人の死亡または怪我に関するクレームには適用されません。損害賠償金の除外または制限が認められていない管轄地域では、その管轄地域内で認められる最大額を弊社の損害賠償総額の限度とします。

一般条項

契約期間本契約は、お客様が本ソフトウェアを適法に取得された日付に発効し、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときに自動的に解除されます。本契約が解除されたい、お客様は本ソフトウェアのオリジナルとすべてのコピーを破棄するか弊社に返却し、お使いのシステムから本ソフトウェアを削除するものとします。

譲渡お客様は、弊社から書面で事前に承諾を得ずに、本契約を譲渡することはできません。

準拠法と裁判管轄本契約は、米国ユタ州の法に準拠します。本契約に関する法律上の訴訟は、ユタ州の正当な管轄権を有する裁判所でのみ起こすことができます。ただし、お客様の主たる居住国がヨーロッパ連合またはヨーロッパ自由貿易連合の加盟国である場合、本契約はその国の法に準拠し、本契約に関する法律上の訴訟はその国の正当な管轄権を有する裁判所でのみ起こすことができます。

完全な合意本契約およびアップグレード/追加契約(該当する場合は)、お客様と弊社との完全な合意を構成し、両当事者が署名した書面によってのみ修正できるものとします。ベンダー、ディストリビュータ、ディーラー、リセラー、販売員、または従業員は、本契約を変更したり、本契約の条項とは異なる内容または本契約の条項に追加した内容を表明または約束する権限を有しません。

権利放棄本契約に基づく権利の放棄は、該当する当事者の正式な代表者が署名した書面でのみ有効となります。違反または不履行に対する過去または現在の権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

各規定の分離本契約の規定のいずれかが無効または強制不可能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正を行うか、本契約から分離することによって無効性または強制不可能性を除外するものとし、本契約のその他の規定はこれに影響されることなく有効であることとします。

輸出お客様は、本ソフトウェアおよび他の機密情報に適用される米国輸出管理法などの国際法および国内法、ならびに米国および他の国々で実施されるエンドユーザおよび最終目的に関する規制に従うものとします。本ソフトウェアの輸出については、ノベル製品の輸出に関する一覧表を参照してください。一覧表のコピーは、<http://www.novell.com/info/exports/matrix.html> からダウンロードするか、最寄の弊社オフィスから入手することができます。

米国政府に対する制限付き権利お客様が米国政府の場合、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987)、または DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995)、あるいはこれらの修正条項で定める制限事項に従うことを条件とします。

契約業者/製造元:

Novell, Inc., 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606.

その他本項により、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。

(c)1998, 2000-2001 Novell, Inc. All Rights Reserved.

Novell は米国 Novell, Inc. の米国およびその他の国々における登録商標であり、eDirectory および Novell OnDemand Services は米国 Novell, Inc. の米国およびその他の国々における商標です。